

第7期くすのき広域連合介護保険事業計画
策定業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

くすのき広域連合では、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期とする第7期介護保険事業計画を策定します。

策定にあたり、業者が有するノウハウ、高い専門知識などをもとに、広域連合の効果・利点を活かす提案や助言を受け、今後の介護保険事業の適正な推進の指針となる事業計画を円滑かつ迅速に策定するために、公募型プロポーザルを行うものです。

2 業務概要

業 務 名:第7期くすのき広域連合介護保険事業計画策定業務委託

業 務 内 容:「第7期くすのき広域連合介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

業 務 場 所:くすのき広域連合本部 守口市大宮通1丁目13番7号

業 務 期 間:契約締結日～平成30年3月31日

上 限 額:16,500千円(税込)

内 訳 (平成28年度 5,500千円、平成29年度 11,000千円)

3 参加資格

参加申請書の提出日時点において、次の要件を全て満たす者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (3) 過去5年度以内(平成22年4月1日以降)に、本広域連合と同規模程度の地方公共団体と介護保険事業計画に関わる契約を締結し、すべて誠実に履行している者
- (4) 守口市、門真市及び四條畷市のいずれかの市において、平成28年度競争入札資格者名簿に登録されており、かつ入札日において3市のいずれかによる指名停止を受けていない者であること
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者(くすのき広域連合暴力団排除条例施行規則第3条の各号のいずれかに該当する者)でない者

4 スケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------------|----------------|
| 実施要領等の公表(公募開始日) | 平成28年12月28日(水) |
| 質問の受付締切 | 平成29年1月13日(金) |
| 質問に対する回答 | 平成29年1月17日(火) |
| 参加申請書の提出期限 | 平成29年1月20日(金) |
| 企画提案書等提出期限 | 平成29年1月26日(木) |
| 一次審査結果の通知 | 平成29年1月下旬 |
| 二次審査 | 平成29年2月上旬頃 |
| 最終選考結果の通知 | 二次審査終了から2日後程度 |
| 契約締結 | 平成29年2月上～中旬頃 |

5 質問書の提出および回答

本業務に関し質問がある場合は、平成29年1月13日(金)午後5時(必着)までに質問書【書類4】をメールにて提出すること。なお、回答については、平成29年1月17日(火)午後5時まで、参加の意思確認を行ったすべての業者にメールにて回答する。

6 応募方法等

(1) 参加申請書等の提出

参加を希望する事業者は、下記のとおり書類を持参又は郵送により提出してください。

①提出場所:くすのき広域連合本部 総務課

②提出期間:公募開始日から平成29年1月20日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

※郵送の場合は、平成29年1月20日(金)必着

③提出書類(各1部)

- ・参加申請書 【書類1】
- ・暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書 【書類3】

(2) 企画提案書等の提出

参加申請書を提出した事業者は、下記のとおり書類を持参又は郵送により提出してください

①提出場所:くすのき広域連合本部 総務課

②提出期間:公募開始日から土曜日、日曜日、祝日を除く平成29年1月26日(木)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

※郵送の場合は、平成29年1月26日(木)必着

③提出書類 各12部(正本1部、副本11部)

i)企画提案書

ii)見積書

iii)業務実績報告書【書類2】

【提出物について】

i)企画提案書

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。
 なお、要件を満たさない内容またはより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。

| 番号 | 項目 | 記載すべき事項 |
|----|---------------|--|
| 1 | 会社概要 | ①会社概要、経営状況など。 |
| 2 | 本業務への体制 | ①実施体制が明確になっているか。また、専門的知識を有する者が配置されているか。 |
| 3 | 提案内容 | |
| | I 基本方針 | ①提案の趣旨及び本業務についての基本的な考え |
| | II 実態調査の方法・分析 | ①調査について、正確に市民や事業者のニーズを把握するための調査・分析方法等が示されているか。 ②回収率向上の提案がなされているか。 |
| | III 現状分析、課題抽出 | ①本広域連合の地域性や特徴等を把握するための手法などが示されているか。 ②現計画の評価・分析・課題等の抽出及び支援内容が示されているか。 |
| | IV 計画素案の作成 | ①本広域連合の地域性や特徴等を活かした計画となるように、的確な支援方法が示されているか。 ②サービス見込量等推計のための「見える化システム」への入力支援内容が具体的に示されているか。 |
| | V 個人情報保護 | ①個人情報保護について、対策がなされているか。 |
| | VI スケジュール等 | ①スムーズに計画策定が行われるよう、適正なスケジュールとなっているか。 ②発注者と受託者の役割分担が明確か。 ③発注者の作業量は明確に記載されているか。 |
| 4 | 独自提案 | ①本広域連合の地域性や特徴等を活かした計画となるように、有効な提案がなされているか。 |

| | | |
|---|-----------------|-----------------------|
| 5 | 参考見積書 (任意様式) | ①年度別の見積額及び作業工程毎の内訳を記載 |
|---|-----------------|-----------------------|

企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横型（一部 A3 版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

7 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして二段階審査方式で実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

(1) 一次審査(書類審査)

一次審査は、審査基準に基づき、企画提案書、見積価格について審査して点数化し、評価点の上位3者程度を一次審査通過者とする。

ただし、応募事業者が4者未満の場合は、書類審査は行い、全ての応募者を一次審査通過者とする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した者を対象にプレゼンテーションおよび質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

i) 実施日(予定)

平成29年2月上旬頃

会場等の詳細については、一次審査結果通知にて通知する。

ii) 出席者

出席者は最大3名までとする。

iii) 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本広域連合が準備する。

iv) 発表時間

1提案者30分程度（20分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答時間とする。）

(3) 交渉権者の選定

一次審査及び二次審査の総合評価点(全評価者の平均点)が60%以上となる者の中で、第1位の者を交渉権者とする。また、交渉権者となった者との間で契約が成立しなかった場合は、第2位の者を繰上げて交渉権者とし、契約が成立するまでこれを繰り返す。

最終選考結果は、各者宛てに、二次審査終了から2日後程度に文書で通知する。

(4) その他

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとする。

8 契約

- (1) 契約は、仕様及び契約条件について、別途協議の上、締結する。
仕様、契約金額及び採用された提案は、協議の結果、変更が生じることがある。
- (2) 受託者は、契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
ただし、くすのき広域連合契約規則第20条に該当した場合は、納付を免除する。
- (3) 委託業務が完了し、本広域連合が検査を終了した後、受託者からの請求があった日から30日以内に契約金額を支払う。
- (4) 受託者は契約書案を作成する。

9 結果の公表

契約締結後、速やかに契約者については名称及び総合評価点、それ以外の者は総合評価点のみ公表する。

10 その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届(任意様式)」を提出すること。
- (4) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) プロポーザルを公正に執行することが困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、または中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (6) 次のいずれかに該当する参加申込者は、無効とする。
 - i) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者
 - ii) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者
 - iii) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な者
 - iv) 参加申込書を提出したにも関わらず企画提案書等を提出しなかった者
 - v) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した者
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上